

第 3 5 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開 催 日 及 び 場 所	平成 2 9 年 1 月 1 2 日 (木) 本社会議室	
委 員	西谷隆亘 (大学名誉教授)、篠原焔夫 (弁護士)、毛利栄征 (大学教授) 欠席、山梨恵子 (水資源機構監事)	
審 議 対 象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 2 8 年度第 2 四半期の 1 者応札の状況について 2. 平成 2 8 年度第 2 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について 3. 平成 2 8 年度第 2 四半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について 	
1. 平成 2 8 年度第 2 四半期の 1 者応札の状況について	委 員	機構事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 89 番、落札率 100 % とあるが、これは何か理由があるのか。 ・ 全体に、土木とか機械が落札率が非常に高い印象も受けるが、8割執行ということで工事が集中していることで、安い工事をしている余裕はないという事業者の意識のあらわれか。 ・ 根拠にしている積算のものと金額というのは、多分同じものを使っているので予定価格というのは読んでということなのかなと思うが。 ・ 1 者応札だと落札率が高いが、経年的にどういう変化があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム管理用制御処理設備の操作端末の購入で、ソフト込みになっているので、これの見積もりが可能だった業者がやはり既設の製作メーカーに限られたところがあると思われる。 ・ 落札率については、業者のほうで入れる金額なので、解らない。 ・ 当然、官積算のため業者のほうも精度が上がっていると思われる。 ・ 次回に 1 者応札案件の落札率の傾向なり、ここ数年のデータをちょっと調べてお示ししたい。
2. 平成 2 8 年度第 2 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 億円以上の金額の案件をみるとほとんどが技術者確保が難しいと、そうなると同じ会社が独占になってしまうなど感じる。何か改 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去ずっと、1 者応札対応ということで、ここ数年ほどいろいろと各種施策を講じているところ。やはり指名競争から一般競争にシフトしてからちょっと高い率が続いている。

	<p>善とか努力する方策というのではないものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうすると機械・電気の点検業務の1者応札の件数は減ってくるのではないか。 ・あと、地元の業者をもう少し育てるという方針でいったほうがいいのかと思う。 ・改善策のところに、除雪車等を購入し、貸与してというような改善策が書かれてあるが、参入しやすいのかなと思う一方、コストがかかるので、その辺の費用対効果、効果の部分は複数参入するということで、この辺はどういうふうに捉えているか。 ・27番、池田ダムのところで、一度納入事業者以外の者が整備をした工事は納入者が参入しない傾向があるということであるが。 	<p>なかなか即効性があるような策がない。いろいろと機械設備とかを集約発注したり、業者から見て非常にうまみのあるような仕事がやっぱり必要なのではないかとということで、色々検討はしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その年の契約発注予定を、各現場のほうで地元の建設業協会支部に積極的にアピールしていくとか、そういったことをしていきたい。 ・対応の一例として記述したのみで、実際に重機を持つことが本当にいいのかどうか、それは各現場で判断されることかと思うが、こういったことも考えられるということ。いろいろな資機材を貸与することで参入しやすいというひとつの考え方。 ・納入した業者もしくはその系列会社の整備ではなくて、全く関係ない第三者が一旦手を加えたような、例えば翌年整備のときには、その関連会社とかは他人が手をつけたところには参入しないという傾向がある。過去の傾向からもそうである。
<p>3. 平成28年度第2四半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性という概念が私はよく理解できない、誰かが緊急と決めれば緊急になるような感じすら受けた。例えば2と3なのですけれども、河川管理者から早急に提示してほしいと言われれば、これは緊急性があるというように解釈しているようだ。 ・ポンプの燃料費の購入が緊急になっているが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構もそうだが、他の発注機関も同様に業務運営上必要であるとの判断で緊急案件として処理している案件もある。ただ、何でもいいよというわけではなく、契約監視委員会で審議いただいて、そういった意見も踏まえて、現場のほうにはいろいろ厳しく指導しているところ。 ・ポンプ用燃料の購入については、各現場が近隣の業者と単価契約を結んでおるとするのが一般的。ところが、千葉用水は、ここ何年も近隣の業者にお願いをしたところ、断られているところが多いということ、こ

	<p>・ 4 ページの最後の 4 に、災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等、これは明らかに災害が発生してその復旧工事をしないと多大な損害なり被害が拡大するというような場合を言っている文章だと思う。これからすれば、この 4 がある以上、さっきの事例の 2 と 3 の、河川管理者から早急に提示を求められたからというのはここに入らないのでは。緊急性について、その概念を指導するかしないか今後まずいのではないか。</p>	<p>の契約した日通商事も、一時、数年前にどうも単価契約を締結したところ、年間決まった数量が出ないということで、一旦単価契約を断られたというような経緯がある。やむなしでこういった緊急で処理をしている。</p> <p>・ 先ほどの 2 番、3 番の案件についても、先生のご意見を踏まえて、中で指導していきたい。</p>
<p>4. 新規随意契約案件について</p>	<p>・ お金を支払う場合、愛知県に支払うのか、それとも業者から請求書が来て支払うのか。</p>	<p>・ 工事費用の話かと思うが、基本的には、まず機構から愛知県に対して委託契約を結び、県にお金を支払い、工事は県が発注するので、いわゆる施工業者に対しては県からお金を払うという流れになる。</p>

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内 電話 0 4 8 - 6 0 0 - 6 5 0 0

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長 足達 謙二 (内線 4631)